

## 1 概要

介護保険法等の改正により、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、介護保険又は障害福祉のいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度のサービスの指定を受けやすくなる「共生型サービス」が平成30年4月1日から設定された。

## 2 指定申請（金沢市以外に所在する事業所の届出先）

○障害福祉サービス事業所等が共生型の介護保険サービスの指定を受ける場合  
石川県長寿社会課に指定申請を行う（TEL076-225-1417）。

※共生型地域密着型通所介護については、市町に指定申請を行う。

障害福祉サービス等		共生型の介護保険サービス
居宅介護 重度訪問介護	➡	訪問介護
生活介護 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 児童発達支援 放課後等デイサービス	➡	通所介護（定員 19 名以上） 地域密着型通所介護（定員 18 名以下）
短期入所（「障害者支援施設」 の併設型、空床利用型）	➡	（介護予防）短期入所生活介護

○介護保険サービス事業所が共生型の障害福祉サービス等の指定を受ける場合  
石川県障害保健福祉課に指定申請を行う（TEL076-225-1428）。

介護保険サービス		共生型の障害福祉サービス等
訪問介護	➡	居宅介護 重度訪問介護
通所介護 地域密着型通所介護	➡	生活介護 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 児童発達支援 放課後等デイサービス
通所リハビリテーション	➡	自立訓練（機能訓練）
（介護予防）短期入所生活介護	➡	短期入所
（介護予防）小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	➡	生活介護 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 児童発達支援 放課後等デイサービス 短期入所